

○燕市地域おこし協力隊設置要綱

令和6年3月29日

告示第117号

燕市地域おこし協力隊設置要綱(平成27年燕市告示第98号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 人口減少及び少子高齢化が進行する本市において、市外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図るとともに、もって地域力の維持・強化及び地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、燕市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(協力隊の活動内容)

第2条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域資源の発掘並びに商品の開発及び販売支援活動
- (2) 市外からの移住者の受入れ及び定住の促進活動
- (3) 地場産業の振興支援活動
- (4) 都市との交流支援活動
- (5) 住民の生活支援活動
- (6) その他地域の活性化のために市長が必要と認める活動

(隊員の委嘱)

第3条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 三大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。)をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。)等から生活拠点を市内へ移し、住民票を異動させることに了承する者(委嘱を受ける前に既に住民票を異動し、市内

に定住又は定着している者を除く。)

(3) 地域の活性化に深い熱意及び知識を有し、かつ、積極的に活動できる者

(4) 心身ともに健康で、地域になじむ意志を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者

2 前項の規定により委嘱された隊員は、速やかに市内へ住民票を異動させるものとする。

(隊員の種類)

第4条 隊員は、任用型地域おこし協力隊員(以下「任用型隊員」という。)及び委託型地域おこし協力隊員(以下「委託型隊員」という。)とする。

(協力隊設置業務の委託)

第5条 市長は、協力隊設置業務の全部又は一部を、別に定めるところにより、法人又は任意の団体等(以下「受入団体」という。)に委託することができる。

(任用型隊員の任用)

第6条 任用型隊員は、法第22条の2第1項第1号の規定による会計年度任用職員として、市長が任用する。

(任用型隊員の任用期間)

第7条 任用型隊員の任用期間は、1年とする。ただし、年度の途中において任用した任用型隊員の任用期間は、その任用の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 市長は必要があると認めるときは、前項の任用期間を最長3年まで延長することができる。

3 前項の規定により、任用型隊員の任用期間を延長する場合は、1会計年度ごとに延長するものとする。

(任用型隊員の解嘱)

第8条 市長は、任用型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任用期間の途中であっても、委嘱を取り消し、解任することができる。

(1) 任用型隊員から委嘱の取消しの申出があったとき。

(2) 任用型隊員の心身の故障等のため、活動を継続することができないとき。

(3) 任用型隊員が市外へ転出したとき。

(4) 法令若しくは隊員の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。

(5) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

(委託型隊員の委嘱)

第9条 委託型隊員は、第5条の規定により協力隊設置業務を受託した受入団体が委託型隊員の業務を行う者として雇用した者に、市長が委嘱する。

(委託型隊員の委嘱期間)

第10条 委託型隊員の委嘱期間は、1年とする。ただし、年度の途中において委嘱した委託型隊員の委嘱期間は、その委嘱の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 市長は必要があると認めるときは、前項の委嘱期間を最長3年まで延長することができる。

3 前項の規定により、委託型隊員の委嘱期間を延長する場合は、1会計年度ごとに延長するものとする。

(委託型隊員の身分及び勤務条件等)

第11条 委託型隊員の身分は、受入団体に雇用される者とし、市と委託型隊員との間に雇用関係は生じないものとする。

2 委託型隊員の勤務条件等については、市と協議の上で、受入団体が定めるものとする。

(委託型隊員の解嘱)

第12条 市長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱期間の途中であっても、受入団体と協議の上で、委託型隊員の委嘱を取り消し、解任ことができる。

(1) 委託型隊員から委嘱の取消しの申出があったとき。

(2) 委託型隊員の心身の故障等のため、活動を継続することができないと

き。

(3) 委託型隊員が市外へ転出したとき。

(4) 受入団体が業務委託契約の解除を申し出たとき。

(5) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が隊員として適当でないと認めるとき。

(守秘義務)

第13条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。